

広島県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

廿日市市飯山字天徳一八の一、一八の一二二、一八の一二三、虫所山字青笹山五一五の二、字加森山五二一の一七三から五二一の一七五まで、五二一の一七七から五二一の一八〇まで、五二一の一八五、五二一の二三〇、五二一の三八二から五二一の三八八まで、吉和字大向女鹿平四五七の一、四五七の五から四五七の七まで、四五七の一〇、四五八の一、字熊崎九四六の七、九四六の八、栗栖字中山一一四の一九から一一四の二三まで、一一四の二六から一一四の二八まで、中道字小住七二の一

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

廿日市市河津原字鷹巣一三七の一、一三七の三

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市

市役所に備え置いて縦覧に供する。）